

(別添)

## 国立オリンピック記念青少年総合センター駐車場利用条件（個人）

(駐車場利用料金)

駐車場利用料金は、月額30,000円（消費税込み）とする。

(駐車場利用期間)

2年度間を利用期間とする。なお、年度途中の場合は、長期駐車許可証発行日から次に迎える3月末日までを1年度間とする。

なお、利用期間中に変更、取消が生じた場合は、その都度業務課総務係に申し出ること。

(入庫及び出庫の利用時間)

駐車場の入庫及び出庫の利用時間は、センターの定める休館日を除き、午前6時30分から午後11時までとする。（センターの定める休館日は入出庫出来ません。）

なお、緊急等の場合は、係員に申し出ること。

(遵守事項)

駐車場の利用者（駐車場へ入庫する運転手及びその関係者を含む。）は、次に掲げる事項を遵守するものとする。

- 1 車には鍵をかけ、車内に貴重品類を置かないこと。
- 2 火気を誘発するおそれのある物品を駐車場内に持ち込まないこと。
- 3 設備器具又は他の車に損害、汚損を与えたときは直ちに係員に申し出ること。
- 4 自己の車に事故が生じたときは、速やかに係員に申し出ること。
- 5 駐車場内において追越しをしないこと。
- 6 駐車場では安全運転に努めること。
- 7 駐車場の通行は出る車輛を優先すること。
- 8 警笛をみだりに鳴らしたり、エンジンを不用意に空ふかししないこと。
- 9 アイドリングは、行わないようにすること。
- 10 ペットの持ち込みは行わないこと。
- 11 駐車許可証は確認できるようフロントガラスの位置に提示すること。
- 12 前各号に掲げるものの外センターの指示及び場内の標識に従うこと。

(保管責任)

駐車場内での事故等により利用者、車輛及びその積載物等に損害が生じた場合であっても、センターは一切の責任を負わないものとする。

(利用者に対する損害賠償の請求)

センターは利用者の責に帰すべき事由により損害を受けた場合は、その利用者に対して損害賠償を請求するものとする。

(駐車場利用の取消)

センターは利用者に法令違反、虚偽申請及び利用料金の未払いがあった場合や、公序良俗に反する行為等により信頼関係を損ねると判断した場合は、駐車場利用の取消を行うことができる。

以上